(2)　当該再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）に該当する認定発電設備である場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第二条第五項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第四項に規定する電気事業者をいう。(3)において同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。以下同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（同法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ニ　［略］

ホ　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項各号に定める基準への適合に関する事項

［へ・ト　略］

［十七～二十九　略］

［2～7　略］

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二　法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～十四　略］

十五　再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項各号に定める基準への適合に関する事項

［へ・ト　略］

［十六～二十五　略］

［2～5　略］

別紙様式第１号（第57条関係）　　附　属　明　細　表

［第１～第６　略］

第７　再生可能エネルギー発電設備等明細表

(1)　［略］

(2)　再生可能エネルギー発電設備等の明細表

(1)　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）に該当する場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（認定事業者（同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ニ　［同上］

ホ　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項各号に定める基準への適合に関する事項

［へ・ト　同上］

［十七～二十九　同上］

［2～7　同上］

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二　［同上］

［一～十四　同上］

十五　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項各号に定める基準への適合に関する事項

［へ・ト　同上］

［十六～二十五　同上］

［2～5　同上］

別紙様式第１号（第57条関係）　　附　属　明　細　表

［第１～第６　同左］

第７　再生可能エネルギー発電設備等明細表

(1)　［同左］

(2)　再生可能エネルギー発電設備等の明細表